

1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和48年法律第117号)(以下「化審法」という。)における特定化学物質及び監視化学物質、環境リスク初期評価を実施すべき物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成21年度の詳細環境調査においては、17物質(群)を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分	化管法指定区分		調査媒体			
			改正前	改正後	水質	底質	生物	大気
[1]	オクタクロロステレン							
[2]	クメン (別名:イソプロピルベンゼン)			第一種 83				
[3]	クレゾール類		第一種 67	第一種 86				
	[3-1] <i>o</i> -クレゾール							
	[3-2] <i>m</i> -クレゾール							
	[3-3] <i>p</i> -クレゾール							
[4]	クロロベンゼン	第三種監視	第一種 93	第一種 125				
[5]	2,4-ジアミノトルエン (別名:2,4-トルエンジアミン)	第二種監視	第一種 228	第一種 301				
[6]	ジイソプロピルナフタレン類	第一種監視						
[7]	<i>N,N</i> -ジシクロヘキシルアミン	第二種監視 第三種監視		第一種 118				
[8]	<i>N,N</i> -ジシクロヘキシル-1,3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド	第一種監視		第一種 189				
[9]	2,4-ジニトロフェノール	第二種監視 第三種監視	第一種 158	第一種 201				
[10]	5 α -ジヒドロテストステロン							
[11]	2,3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1 <i>H</i>)-ピリミジノン (別名:プロピルチオウラシル)	第二種監視	第二種 36	第二種 44				
[12]	1,2,3-トリクロロプロパン	第二種監視		第一種 289				
[13]	トリメチルベンゼン類							
	[13-1] 1,2,4-トリメチルベンゼン	第三種監視		第一種 296				
	[13-2] 1,3,5-トリメチルベンゼン		第一種 224	第一種 297				
[14]	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド	第二種監視 第三種監視		第一種 330				
[15]	ヒドロキノン	第二種監視	第一種 254	第一種 336				
[16]	2-ブテナール			第一種 375				
[17]	2-メチル- <i>N</i> -[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパンアミド (別名:フルタミド)							

(注1)「化管法」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)をいう。以下同じ。

(注2)「化管法指定区分」における「改正前」とは平成20年11月21日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。